

「公益通報者保護法」とは

公益通報者保護法制定の背景

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が整備されました。



公益通報者保護法の制定(平成 16 年法律第 122 号)

公益通報者保護法の概要

公益通報者保護法は、次のようなことを定めています。

労働者が、事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為(最終的に刑罰が規定されているもの)について、

事業者内部 **行政機関** **その他の事業者外部**
のいずれかに対し、通報先に応じた保護要件を満たした通報を行った場合



公益通報者に対する { **解雇の無効**
その他の不利益な取扱いの禁止

公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置

この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行されます。